

五島振興局 建築班 からのお願い

ご来庁の皆様へ

担当職員が不在の場合がありますので、申請書・届出書の提出や相談等にお越しの際には、**電話での事前連絡**をしていただきますようお願いいたします。

電話0959-72-2734

＜建築班不在時の緊急対応窓口＞

- ① 五島振興局 上五島支所 建設部 管理・用地課 建築班 電話0959-42-1141
- ② 長崎県 土木部 建築課 審査指導班 電話095-894-3093
- ③ 五島市役所 建設課 建築住宅係 電話0959-72-6118

◆参考◆五島振興局と五島市役所の業務範囲

確認申請窓口		長崎県 五島振興局		五島市役所		
適用地域		五島市内全域にある建築物のうち、下欄の建築物		五島市内の都市計画区域内及び土砂災害特別警戒区域内にある建築物のうち、下欄の建築物		
用途・構造等		規模等	法区分 (法第6条第1項)	規模等	法区分 (法第6条第1項)	
建築物	特殊建築物	床面積	200㎡超	1号建築物	200㎡以下	
	木造建築物	階数	3以上	2号建築物	2以下	
		床面積	500㎡超		500㎡以下	
		高さ	13m超		13m以下	
	軒の高さ	9m超	9m以下			
非木造建築物	階数	2以上	3号建築物	1		
	床面積	200㎡超		200㎡以下	4号建築物	
工作物	煙突	高さ	6m超 <small>(右欄に掲げるものを除く)</small>	6m超～10m以下 <small>(4号建築物の敷地内に築造するものに限る)</small>		
	鉄塔・ソケット柱等		15m超			
	広告塔・看板		4m超 <small>(右欄に掲げるものを除く)</small>	4m超～10m以下 <small>(4号建築物の敷地内に築造するものに限る)</small>		
	高架水槽・サイロ・物見塔		8m超			
	擁壁		2m超 <small>(右欄に掲げるものを除く)</small>	2m超～3m以下 <small>(4号建築物の敷地内に築造するものに限る)</small>		
	昇降機、ウォーターシャフト・飛行塔等		建築基準法施行令第138条第2項			
	製造施設・貯蔵施設・遊戯施設等		建築基準法施行令第138条第3項			
建築設備	エレベーター・エスカレーター・段差解消機・階段昇降機等	1号～3号建築物に設ける建築設備		4号建築物に設ける場合は確認申請不要ですが、安全等確認する必要があることから、建築物の確認申請に関係図書を添付し審査を行います。なお、建築物の確認申請に関係図書の添付が機種等の選定等により間に合わない場合には、法12条5項による報告書の提出を求めます。		
	換気設備(法28条2項ただし書き及び3項)、排煙設備(排煙機を要するもの)、非常用照明	建築物の定期報告の対象となる建築物に設けられるもの				

建設リサイクル法の対象工事の種類	届出の必要な規模の基準	届出窓口
建築物の解体工事	床面積の合計が80㎡以上	■4号建築物に係るもの ⇒五島市役所建設課建築住宅係
建築物の新築・増築工事	床面積の合計が500㎡以上	
建築物の修繕・模様替等工事	請負代金の額が1億円以上	■上記以外の建築物に係るもの ⇒五島振興局 管理・用地課 建築班
建築物以外の工作物の工事	請負代金の額が500万円以上	五島振興局 管理・用地課 管理班